第３次与謝野町総合計画策定支援業務委託仕様書（案）

１　業務名称

第３次与謝野町総合計画策定支援業務

２　目的

本業務は、第２次与謝野町総合計画後期基本計画（以下、「第２次計画」という。）の計画期間が令和８年度末で終了することから、計画期間を令和９年度から令和１６年度までとする第３次与謝野町総合計画（以下、「第３次計画」という。）の策定に向けた支援を行うものであり、受託者からの専門的な助言や提言、本町の現状や課題の分析のほか、社会情勢や住民との対話の内容等を踏まえ、本町の目指す将来像を明確にした総合計画を策定することを目的とする。

３　第３次計画の概要

（１）計画策定にあたっての基本的な考え方

ア　検証及び分析結果を根拠とする計画づくり

本町の現状・分析及び他自治体との比較による分析に加え、第２次計画に関する十分な検証・分析を行い、本町の施策の現状・達成度・課題について評価した結果を根拠として反映させた計画とする。

イ　戦略性が高く、実効性のある計画づくり

効率的・効果的な町政運営を図る観点から、計画の構成を工夫し、重点課題を見定め、適正な成果指標を設定することで、計画推進の効果を的確に評価することができ、評価結果を次年度の進行管理及び予算措置に適切に反映できる行財政マネジメントの視点を持つ計画とする。

ウ　住民等からの多様な意見を反映した、わかりやすく伝わる計画づくり

住民・行政等が情報を共有した上で、多くの意見をもとに一体となって策定に取り組み、親しみやすく、わかりやすい計画の構成や表現を取り入れることで、住民・行政等が共有するまちづくりの指針となり、町職員が個別計画や事業を企画する段階においても指針として常に意識できる計画とする。

エ　まちのグランドデザインを明確にした計画づくり

機能が重複する公共施設の統廃合や総合庁舎建設のあり方等、将来の公共施設の最適化を見据えた、１０年後のまちのグランドデザイン（まちの将来の姿を描いた設計図）を盛り込んだ計画とする。

オ　少子高齢化社会等の社会動向に対応できる計画づくり

人口減少の影響を踏まえた将来の人口動向等を十分に想定し、施策の実現性や事業の実効性を確保するために、各種個別計画との関係性を明確にした上で、今後の社会動向にも対応できる計画とする。

カ　ＳＤＧｓの達成と連携した計画づくり

ＳＤＧＳの１７の目標は、福祉、防災、環境保全、共生社会の実現など、まちづくりの根幹となる様々な分野に広く関係することから、施策と関連付け、ＳＤＧｓを推進する計画とする。

（２）計画の構成及び期間

第３次計画は、与謝野町総合計画条例第２条の規定に基づく「基本構想」「基本計画」に加え、「基本計画」で示した施策を実現するための具体的な事業を定めた「実施計画」の３層で策定を進める。

ア　基本構想

長期的な展望に立ち、総合的・計画的にまちづくりを行う指針となるもので、まちの未来像と住民と行政の協働によるまちづくりの基本的な理念を明らかにし、その未来像を実現するための基本的な考えや方針を分野別に示すもの。なお、計画期間は令和９年度から令和１６年度の８年間とする。

イ　基本計画

基本構想で示す基本的な考えや基本方針に基づいて、各分野において取り組む施策を体系的に示すもの。なお、計画期間は、前期基本計画を令和９年度から令和１２年度の４年間、後期基本計画を令和１３年度から令和１６年度の４年間とする。

ウ　実施計画

基本計画で示した施策を実現するための具体的な事業を定め、財政的な裏付けや社会経済情勢を判断しながら、毎年度３ヶ年度の期間とするローリング方式により策定するもの。

（３）策定スケジュール

年度	時期	内容
令和7年度	令和７年７月～８月	基礎調査
	令和７年８月	町長から総合計画審議会に諮問
	令和７年８月～９月	住民意識調査
	令和７年９月～１１月	若手職員ワークショップ
	令和７年１０～１２月	各種団体等ヒアリング
	令和７年１２月～令和８年１月	関係人口意識調査
	令和８年２月	第３次計画骨子完成
令和8年度	令和８年４月	第３次計画骨子パブリックコメント
	令和８年５月～７月	各種団体等ヒアリング
	令和８年８月	第３次計画（最終案）完成
	令和８年９月	第３次計画（最終案）パブリックコメント
	令和８年１１月	町総合計画審議会から町長へ答申
	令和８年１２月	町議会１２月定例会議案審議
	令和９年２月中旬	第３次計画策定

※　「６　業務内容」に係る納品物及び納期は別表のとおり。

※　地域デザイン会議（（４）策定体制」参照）を令和７年度内（秋頃～冬）に実施。

（４）策定体制

ステークホルダー		内容・役割	業務対象
町長		○ 総合計画審議会への諮問 ○ 議会への第３次計画（基本構想・基本計画）の提案、実施計画の報告	
議会		○ 第３次計画の議決 ○ 実施計画の確認	
住民参画（住民との対話）	総合計画審議会	○ 第２次総計の評価検証 ○ 第３次計画（基本構想・基本計画）の答申	○
	附属機関・関係団体	○ 第３次計画（基本構想・基本計画）作成に向けた意見徴取 ○ 第３次計画骨子に対する意見聴取	○
	パブリックコメント	○ 第３次計画骨子に対する意見徴取 ○ 第３次計画（最終案）に対する意見聴取	○
	住民意識調査	○ 第３次計画（基本構想・基本計画）作成に向けたアンケート調査	○
	地域デザイン会議	○ 第３次計画（基本構想）作成に向けた意見聴取（無作為抽出によるテーマ別住民会議及び中高生による住民会議を実施）	
庁内組織	総合計画策定委員会（副町長、教育長、次長、課長）	○ 第２次計画の評価検証 ○ 第３次計画（基本構想・基本計画・実施計画）案の承認 ○ 総合計画審議会への資料提供、計画案提示	○
	総合計画策定委員会ワーキングチーム（主幹、課長補佐、係長）	○ 第２次計画の評価検証 ○ 第３次計画（基本構想・基本計画・実施計画）案の作成	○
	若手職員（主査以下）	○ 第３次計画（基本構想）作成に向けた意見徴取	○

4　履行期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで（令和７年度から令和８年度までの継続業務）

5　業務実施体制

受託者は、契約締結後速やかに業務履行のための実施体制を整え、業務主任担当者届及び工程表を提出し、町の承諾を得るものとする。なお、当該業務に従事する者は、自治体の総合計画策定支援（アンケート調査等の基礎調査のみの支援委託は除く）に関する実務経験が過去５年以内にあることを要件とする。

6　業務内容

（１）第３次計画策定基礎調査

第３次計画の策定に必要となる以下の項目に関する情報を幅広く収集し、分析、ヒアリングの上、データを提出する。なお、データの収集・分析に当たっては近年の社会経済情勢を見渡し、国や京都府の動向も踏まえること。

ア　第２次計画における各施策の達成状況、各種データ
イ　本町の現状や課題、強み等の把握に資する各種データ、エビデンス
ウ　町内外（国、京都府、他自治体等）における近年の諸動向及び各種データ、エビデンス
エ　町内外（国、京都府、他自治体等）における各種先進事例
オ　町政や町政を取り巻く社会情勢に関する今後の見通し、予測
カ　その他総合計画の策定に必要となる各種データ、情報

（２）住民等意識調査の実施及び分析

下記の役割分担に基づき、町政全般に対する住民等の意識や意向を把握するために行う住民等意識調査の実施を支援し、分析を行う。

ア　住民意識調査（郵送又はＷＥＢ回答）

内容	実施主体	備考
調査項目の作成	受託者	町と協議の上、過去の住民意識調査項目等も考慮し作成する
調査票の作成・印刷	受託者	
往信・返信用封筒の作成・印刷	受託者	
封入封緘	受託者	
調査対象者の抽出	町	１５歳以上の男女２，０００人を無作為抽出する（想定回収率：３５％）
宛名シールの作成	町	
宛名シールの貼付	受託者	
ＷＥＢ回答フォームの作成	受託者	
調査票の発送	受託者	往信・返信に係る郵送料は受託者負担
広報	町	
調査票の回収	町	
集計・分析作業	受託者	

イ　関係人口意識調査（ＷＥＢアンケート調査）

内容	実施主体	備考
調査項目の作成	受託者	町と協議の上、作成する
ＷＥＢアンケートフォームの作成	受託者	
広報	町	年末年始期間に、帰省者及び成人式参加者を対象とした広報を町ホームページ及びＳＮＳ等で行う
集計・分析作業	受託者	

ウ　報告書作成

上記ア及びイの調査結果について、地域や年齢層による意識の違いが把握できるようクロス集計を行い、グラフ等により分かりやすく表現するとともに、分析を行い、住民等意識調査報告書を作成する。

（３）（仮称）与謝野町論点集作成

ア　与謝野町論点集（以下「論点集」という。）の目的

論点集とは、上記（１）、（２）をもとに、第２次計画の評価及び分析、町政を取り巻く社会情勢、各種データ、先進事例、今後の展望等をまとめたものであり、住民との対話や各種審議会等における検討等に活用することを目的として作成するものである。

イ　具体的な業務内容

論点集の構成や記載内容を町に提案し、以下の３パターンの論点集を作成する。

なお、住民との対話や各種審議会等で活用を想定し、デザインやレイアウトを工夫し、図やイラストを用いて分かりやすく見やすいものとすること。

（ア）本編

（イ）簡易版

（ウ）中高生版

（４）総合計画策定支援

基本構想（令和９年度～令和１６年度）、基本計画（令和９年度～令和１２年度）及び実施計画（令和９年度）の策定に関して、次のとおり支援を行う。

ア　第３次計画骨子の作成

上記（１）、（２）及び住民との対話での意見を分析し、第３次計画（基本構想、基本計画）の骨子を作成する。

イ　第３次計画（最終案）の作成

上記（１）、（２）、住民との対話の結果、計画骨子に対する意見等に基づき、第３次計画（最終案）を作成する。

ウ　パブリックコメント実施支援

第３次計画骨子及び第３次計画（最終版）作成後に実施するパブリックコメントに関して、次のとおり支援を行う。

（ア）パブリックコメントの実施に関する助言
（イ）パブリックコメント資料作成（電子データ提供含む。）

エ　第３次計画（完成版）の作成

パブリックコメント及び総合計画審議会からの答申、町議会審議結果等を踏まえ、第３次計画（最終案）の修正を実施するとともに、実施計画を作成する。

なお、デザインやレイアウト、構成等については、分かりやすく、住民に対して訴求力があるものとなるよう、既成概念にとらわれずに工夫したものを提案することとし、そのために必要な体制を整えること。

（５）与謝野町総合計画審議会運営支援（６回程度）

住民団体、有識者等で構成する与謝野町総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して、次のとおり支援を行う。

なお、会議の運営や会場等の確保は町が行うものとする。

ア　審議会の議事等に関する助言
イ　会議資料作成に当たって必要となる各種データ等の提出
ウ　審議会への出席
エ　会議録の作成（電子データ提供含む。）

（６）与謝野町総合計画策定委員会運営支援（８回程度）

副町長、教育長及び課長級で構成する与謝野町総合計画策定委員会（以下、「策定委員会」という。）、並びに係長以上で構成する同ワーキングチームの運営に関して、次のとおり支援を行う。

なお、会議の運営や会場等の確保は町が行うものとする。

ア　策定委員会等の議事等に関する助言
イ　会議資料作成に当たって必要となる各種データ等の提出
ウ　策定委員会等への出席
エ　会議録の作成（電子データ提供含む。）

（７）若手職員ワークショップ企画・運営支援（３回程度）

若手職員と実施するワークショップの企画・運営に関して、次のとおり支援を行う。

なお、ワークショップの運営や会場等の確保は町が行うものとする。

ア　若手職員の育成に資するワークショップの企画・運営に関する助言
イ　ワークショップ資料作成に当たって必要となる各種データ等の提出
ウ　ワークショップへの出席
エ　ワークショップ結果とりまとめ（電子データ提供含む。）

（８）各種団体ヒアリング等の運営支援（８回程度）

町附属機関や関係団体等に対し実施する各種審議会等ヒアリングに関して、次のとおり支援を行う。

なお、ヒアリングの運営や会場等の確保は町が行うものとする。

ア　ヒアリングの運営に関する助言
イ　会議資料作成に当たって必要となる各種データ等の提出
ウ　ヒアリングへの出席
エ　ヒアリング結果とりまとめ（電子データ提供含む。）

（９）地域デザイン会議業務受託者との打合せ（３回程度）
第３次計画（基本構想）作成に向けた意見聴取及び対話の場として「地域デザイン会議」を設置することとしており、同業務受託者と定期的に打合せを行い、業務の進捗状況の共有を図るほか、第３次計画への住民意見の反映について検討を行う。
なお、打合せの運営や会場等の確保は町が行うものとする。

7　納品物

別表のとおり

8　履行場所

与謝野町指定場所（企画財政課）

9　支払方法

検査終了後、請求に基づき一括して支払う。

10　留意事項

（１）打合せ
業務の実施に当たり密接な連絡を取り、打合せを行うこと。
（２）著作権等
本委託業務の成果物及び電子データの著作権は、町に帰属する。成果物及び電子データについて、複写・複製・貸与その他町の著作権を侵害する行為は禁止する。
（３）その他
成果物に受託者の錯誤等による重大な契約不適合箇所があったときは、本業務終了後といえども、町の指示に基づき、速やかに訂正をしなければならない。なお、これに要する費用は、すべて受託者の負担とする。

11　個人情報の取扱い、守秘義務等

（１）受託者が、委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律等の関係法令に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
（２）受託者は、町から提供を受けた個人情報を持ち運ぶ際は、鍵付きの鞄等に入れ、施錠したうえで持ち運ぶこと。また、保管する際は、鍵付きの書庫等で施錠保管すること。
（３）受託者は、本業務で知り得た情報の取扱いについて、町による監査、検査に応じ、協力しなければならない。
（４）受託者は、本業務履行において発生した重大な情報セキュリティポリシーの違反等により情報資産への侵害が発生した場合又はおそれがある場合において、町がその事実を公表することを承諾しなければならない。。

12　その他（特記事項）

（1）受託者選定後、町と協議の上、企画提案内容等に応じて、業務の詳細について定めた仕様書を別途作成し、契約締結を行うものとする。

（2）本業務の履行に当たっては、町と受託者が十分に協議したうえで、効果的な手法、タイミング、回数等を適宜協議、決定するものとする。

（3）この仕様書に定めのない事項や解釈に疑義が生じた場合は、町と受託者との協議のうえ、決定するものとする。

（4）本仕様にない業務であっても、本委託目的を達成するために必要なものであれば、町に対しこれを積極的に提言すること。

（5）受託者は、町の委託目的及び意図を十分に理解したうえで作業に当たること。

（6）万が一事故が発生したときには、直ちに町に報告するとともに、受託者の責任において適切に処置を講ずること。

（7）本業務の遂行に伴い、受託者が町の有する資料・情報を必要とするときは事前に町に申し出ること。町はその必要性を認めたとき、これを受託者に提供する。

（8）受託者は業務の実施に当たり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。

（9）本業務に関わる契約の終了後、個人情報を含むデータ、資料に関しては、町にすべて渡し、機器に残ったデータ等はすべて削除すること。

別　表

納品物の一覧

年度	名称	作成仕様	提出仕様・数量	納期
令和７年度	住民意識調査報告書	・Ａ４版 ・７０頁程度 ・カラー	完成品見本 ２部	令和７年 １０月３日
	（仮称）与謝野町論点集 （本編）	・Ａ４版 ・５０頁程度 ・カラー	完成品見本 ２部	令和７年 １０月３日
	（仮称）与謝野町論点集 （簡易版）	・Ａ４版 ・１０頁程度 ・カラー	完成品見本 ２部	令和７年 １０月３日
	（仮称）与謝野町論点集 （中高生版）	・Ａ４版 ・１０頁程度 ・カラー	完成品見本 ２部	令和７年 １１月２１日
	関係人口意識調査報告書	・Ａ４版 ・３０頁程度 ・カラー	完成品見本 ２部	令和８年 １月３０日
	第３次計画骨子 ＜基本構想・基本計画＞	・Ａ４版 ・２０頁程度 ・カラー	完成品見本 ２部	令和８年 ２月１３日
令和８年度	第３次計画（最終案） ＜基本構想・基本計画＞	・Ａ４版 ・１００頁程度 ・カラー	完成品見本 ２部	令和８年 ８月２８日
	第３次計画（完成版） ＜基本構想・基本計画・実施計画＞	・Ａ４版 ・２００頁程度 ・カラー	完成品見本 ２部	令和９年 ２月１９日
	第３次計画（概要版） ＜基本構想・基本計画＞	・Ａ４版 ・２０頁程度 ・カラー	完成品見本 ２部	令和９年 ２月１９日

※　いずれも印刷完全原稿を納品することとし、デザイン・レイアウトを含むものとするほか、修正可能な電子ファイル及び町ホームページに掲載するＰＤＦファイルを納品する。